

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

### 佐賀県人事委員会規則第18号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（<u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。</u>）及び第1条の2第7号から第9号までのいずれかに掲げる職員として在職した期間、公益的法人等派遣職員として在職した期間のうち人事委員会の定める期間並びに地方公務員法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（<u>次に掲げる育児休業を除く。</u>）をしている職員及び第1条の2第7号から第9号までのいずれかに掲げる職員として在職した期間、公益的法人等派遣職員として在職した期間のうち人事委員会の定める期間並びに地方公務員法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から県職員育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>イ <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から県職員育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期</u></p>

改正前	改正後
<p>(3) 略 (勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)及び第1条の2第7号から第9号までのいずれかに掲げる職員として在職した期間並びに公益的法人等派遣職員として在職した期間のうち人事委員会の定める期間</p> <p>(3)～(11) 略</p>	<p><u>間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>(3) 略 (勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(第5条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員及び第1条の2第7号から第9号までのいずれかに掲げる職員として在職した期間並びに公益的法人等派遣職員として在職した期間のうち人事委員会の定める期間</p> <p>(3)～(11) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。